

## 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年3月30日東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	文京区
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	67-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年3月30日東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		文京区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 別表第一第九の項 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年3月30日東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和36年法律第134号）第1条	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年3月30日東京都条例第20号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、(精神又は身体に障害を有する児童)について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>	<p>第一条</p> <p>この条例は、(心身障害者)に対し、医療費の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日東京都条例第20号)心身障害者の医療費の助成に関する条例規則(昭和49年6月10日東京都規則第123号)特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日東京都条例第106号)第2条表30イ、ロ、ハ、ニ</p> <p>文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日東京都条例第20号)第四条 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年6月10日東京都規則第123号)第六条第一項
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例第四条(昭和49年3月30日東京都条例第20号)の規定による交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第二項第一号 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第六条第一項第五号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年3月30日東京都条例第20号） 第六条第二項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年6月10日東京都規則第123号）第十一条第二項
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例第六条（昭和49年3月30日東京都条例第20号）の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第二条第二項第一号 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第六条第一項第五号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

備考	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条別表三十の項の規定に基づき文京区で実施している。
----	---

## 届出情報

独自利用事務の対象者	身体障害者手帳1級、2級、内部障害を有する場合は3級、愛の手帳1度、2度又は精神障害者保健福祉手帳1級に該当する所得制限基準以下の者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2022年06月20日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	26
保護評価書の名称	心身障害者の医療費の助成に関する事務
保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E6%96%87%E4%BA%AC%E5%8C%BA&amp;ev_name=&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=4&amp;opn_date_from_month=%EF%BC%96&amp;opn_date_from_day=20&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=4&amp;opn_date_to_month=6&amp;opn_date_to_day=28&amp;count=20">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E6%96%87%E4%BA%AC%E5%8C%BA&amp;ev_name=&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=4&amp;opn_date_from_month=%EF%BC%96&amp;opn_date_from_day=20&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=4&amp;opn_date_to_month=6&amp;opn_date_to_day=28&amp;count=20</a>

